

## 平成26年第6回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成26年 9月30日(火) 15時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

議第49号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第50号 見附市教育委員会委員長の選挙について

議第51号 委員長職務代理者の指定について

議第52号 見附市教育委員会教育長の任命について

○出席委員(5名)

委員長 小林 弘武 君

委員 南雲 京子 君

委員 武田 一夫 君

委員 小倉美砂子 君

委員・教育長 神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長 星野 隆 君

学校教育課長 松井 謙太 君

こども課長 土田 浩司 君

まちづくり課長 森沢 亜土 君

教育総務課長補佐 早川 洋介 君

学校教育課長補佐 神林 俊之 君

教育総務課主事 大塚 裕美 君

15時00分開会

委員 長

只今より、平成26年第6回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員5人全員であります。

委員 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により南雲委員を指名します。

委員 長

日程第2 報告事項1. 9月市議会定例会について 教育部長より説明願います。

教育部 長

神林教育長が教育委員として、先の9月市議会定例会の同意を得て、新たに任命されましたことを報告いたします。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、それでは神林委員さんより御挨拶をいただきたいと思えます。

神林 委員

引続き、教育委員の皆さまにご協力をいただきながら、見附の教育をよりしっかりとしたものにするため、努力して参りたいと思えます。よろしく願いいたします。

委員 長

次に 報告 2. 9月市議会定例会一般質問について 教育部長より説明願います。

教 育 部 長

9月市議会定例会一般質問について、重信議員からは教育総務課に対して、渡辺議員からこども課に対して質問がありました。

先ず、重信議員からの「学校給食センターについて」の質問ですが、一点目の経緯と計画に対しては、学校の耐震化や今町小学校建設を優先し今年度から本格的に着手して、平成29年度供用開始を目指していること、二点目の建設費高騰などの危惧に対しては設計業者と十分な協議をしていくこと、そして、最後のセンター方式を採用した理由に対しては、アレルギー対応や衛生管理の徹底、食育の推進などに効率よく対応できることを説明いたしました。

渡辺議員の「夜間の保育施設の整備について」の質問です。市立病院の院内保育については、希望者もないことや就学前の子供を持つ看護師等については夜勤免除などの勤務体制に配慮するなど対応していることを説明し、全市的な夜間保育の開設については、状況やニーズ把握をしていくと回答いたしました。以上でございます。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

次に 報告 3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について を教育部長より説明願います。

教 育 部 長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について」は、教育総務課長補佐から説明いたします。

教育総務課長補佐

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は平成26年6月20日交付、平成27年4月1日から施行されることとなっています。

改正の大きなポイントは4つあります。ポイントの1つ目 教育長、ポイントの2つ目 教育委員会、ポイントの3つ目 総合教育会議、ポイントの4つ目 大綱 です。

ポイント1 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置ですが首長が直接教育長を任命することにより、任命責任を明確化するとともに、委員長と教育長を一本化することにより教育委員会の第一義的な責任者が教育長であることを明確にするものです。

ポイント2 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ですが新「教育長」が会議を招集することにより、迅速な情報提供が出来るようになるとともに、教育委員の定数の1/3以上の請求により会議を招集することが新たに規定されました。

ポイント3 すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置については、総合教育会議を設置することにより、首長と教育委員会との議論する場が新たに設けられ、調整された事項については両者が実現に向けて努力することとしています。

ポイント4 教育に関する「大綱」を首長が策定ですが「大綱」は教育の目標や施策の根本的な方針を示すもので、教育総合会議で議論し、協議・調整を尽くして首長が策定することにより、地方公共団体として教育政策に関する方向性を明確化するものです。以上改正の要点をご説明申し上げます。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

教育委員の4年任期の途中で平成27年4月1日の施行を迎える場合が考えられますが、残りの任期はどのように扱われるのですか。

教育総務課長補佐

教育委員の皆さんの任期は、法改正後も引き継がれますので、平成27年4月1日以降もお務めいただけますようお願いいたします。

また教育長について、改正前の任期が続く限りは、今までどおり教育長と教育委員長が併任するというので、移行期間が設けられています。

改正後に教育長の任期が終わりますと、自動的に教育委員長の任期も終了となり、新たに、教育長と教育委員長を一本化した新「教育長」を首長が議会の同意を得て任命することとなります。

委員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終わります。

委員 長

日程第3 議第49号見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について を議題と致します。こども課長に提案理由を求めます。

こども課長

それではまず、改正の理由であります。本年4月から「子育て応援カード」において、中学生及び高校生を対象にコミュニティバス専用カードを交付できるようにしました。

この交付申請手続きにおいて、生徒手帳等の写しの提出を求めておりましたが、中学は義務教育、高校への進学率もほぼ100%の状況であり、手続きの簡素化を図る観点からも生徒手帳等の写しの提出を省略することとしたものです。

改正の内容ですが、カードの交付を規定している第4条中、生徒手帳等の写しの添付を規定している第2項を削除し、併せて、5ページの申請書も関係部分を削除するものです。

附則におきまして、施行期日を平成26年10月1日からとするものであります。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員長

次に、議第50号「見附市教育委員会委員長の選挙」及び議第51号「委員長職務代理者の指定」について、を議題と致します。教育部長に提案理由を求めます。

教育部長

平成26年9月30日をもって、小林委員長の任期が満了となることから、「教

育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、教育委員長の選挙、並びに委員長職務代理者の指定をお願いするものでございます。

なお、選出の方法につきましては、見附市教育委員会会議規則に従い、委員の互選による無記名投票による選挙のほか、委員による指名推選によることと規定されています。以上でございます。

委員長

それではこれより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により委員長の選挙を行いたいと思います。ただ今の出席委員は5名全員でございます。

なお、選出の方法につきましては、見附市教育委員会会議規則第6条第3項及び同第7条による「委員長及び委員長職務代理者を指名推薦」することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

異議なしとみなし、選出の方法は指名推薦と致します。それでは、どなたか推選をお願いいたします。

武田委員

委員長の職務は何かと大変とは思いますが、引き続き、小林委員からお願いしたいと思います。

委員長

ただ今、ご発言がありましたが、ご異議ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認め、微力ながら、引き続き委員長を務めさせていただきますの

でよろしくお願ひいたします。

続いて、委員長職務代理者の指定を行いたいと思います。慣例により、委員長による指名推選といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

それでは、南雲委員を指名したいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認め、南雲委員を委員長職務代理者と致します。

なお、委員長及び委員長職務代理者の任期は、平成26年10月1日から1年間です。

委員長

それでは、南雲委員より一言御挨拶をいただきたいと思ひます。

南雲委員

小林委員長を補佐し、見附の教育の役に立てるよう務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

委員長

次に、議第52号 見附市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

教育部長

先ほど報告いたしましたとおり、平成26年9月30日をもって神林教育委員の任期が満了することに伴い、9月市議会定例会におきまして再任の同意をいただきました。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規



定により、神林委員を引き続き教育長として任命するか審議いただくものです。

委員 長

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定により、教育長の任命を行いたいと思います。

教育長には、引き続き、神林晃正さんをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。見附市教育委員会教育長に神林委員を任命することに決定致しました。

それでは、神林教育長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

教 育 長

引き続き、よろしく願いいたします。

委 員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて、平成26年第6回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時30分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委員長

小林 弘武

会議録署名委員

南雲 京子